

周南市高齢者プラン「第11次老人保健福祉計画・第10期介護保険事業計画」策定
支援業務プロポーザル評価会設置要領

(趣旨)

第1条 周南市高齢者プラン「第11次老人保健福祉計画・第10期介護保険事業計画」策定支援業務プロポーザル評価会（以下「評価会」という。）を設置することに関し、周南市プロポーザル評価会設置要綱第7条に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 評価会は、プロポーザル手続の次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 企画提案の評価及び評価の基準の策定に関すること。
- (2) 企画提案の評価及び評価の実施に関すること。
- (3) その他プロポーザル実施について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 評価会の評価者は、別表に掲げる者で構成する。

(会長)

第4条 評価会に、会長を置くこととする。

- 2 会長は、福祉部長をもって充てる。
- 3 会長は、評価会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した評価者がその職務を代理する。

(任期)

第5条 評価者の任期は、市が受諾候補者と契約を締結した日までとする。

(会議)

第6条 評価会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、評価者以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 4 会議は、非公開とする。

(庶務)

第7条 評価会の庶務は、高齢者支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、評価会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和7年7月1日から施行する。
- 2 この要領は、市が受諾者との契約を締結した日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

評価者
福祉部長
健康医療部長又はその推薦する者
地域福祉課長又はその推薦する者
高齢者支援課長又はその推薦する者
健康づくり推進課長又はその推薦する者
周南公立大学が推薦する者（外部有識者）
周南市社会福祉協議会が推薦する者（外部有識者）